

# 指定（介護予防）福祉用具販売重要事項説明書

福祉用具販売サービスを提供する、株式会社クローバー鳥栖営業所（以下 事業所）と指定福祉用具サービスの利用者（以下ご利用者様）ご家族等に対して契約書に基づき、福祉用具販売サービス内容の説明を行います。

## 1. 福祉用具販売サービスの目的

福祉用具サービスは、要支援又は要介護状態にあるご利用者様に対し、介護保険法で定める福祉用具販売サービスを提供し、ご利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営む事が出来るよう、また、ご利用者様のご家族の負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

## 2. 会社概要

法人名称：株式会社 クローバー  
法人所在地：福岡県福岡市城南区油山2-3-3  
代表番号：092-872-7131  
代表者名：内山知史

## 3. 福祉用具販売サービスを提供する事業所

| 実施サービス    | 指定（介護予防）福祉用具販売                               | 指定事業者番号 | 4170301289 | 事業所名 | 株式会社クローバー鳥栖営業所 |
|-----------|--|---------|------------|------|----------------|
| 所在地       | 佐賀県鳥栖市今泉町2248番地1                             |         |            |      |                |
| サービス提供地域  | 鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、久留米市、小郡市、筑前町                |         |            |      |                |
| 営業日及び営業時間 | 月曜日～土曜日（祝日、8/13～8/15,12/29～1/3を除く）9：00～17：00 |         |            |      |                |

## 4. 職員体制

| 職種       | 常勤 | 非常勤 | 合計 | 職務内容         |
|----------|----|-----|----|--------------|
| 管理者      | 1人 |     | 1人 | 従業員の管理及び業務指示 |
| 専門相談員    | 3人 | 人   | 3人 | 福祉用具の相談及び選定  |
| 事務員（その他） | 2人 | 人   | 2人 | 介護保険請求その他    |

## 5. 主となるサービス内容

(1) 販売できる福祉用具は、介護保険法で定める福祉用具の対象種目に限られています。

### ① 介護保険法で定める福祉用具対象種目

| 腰掛便座     | 自動排泄処理装置の交換可能部品 | 入浴補助用具      | 簡易浴槽        | 移動用リフトのつり具の部分 |
|----------|-----------------|-------------|-------------|---------------|
| 排泄予測支援機器 | 固定用スロープ         | 歩行器（歩行車を除く） | 単点杖（松葉杖を除く） | 多点杖           |

### (2) 福祉用具販売商品の選択

「福祉用具サービス計画書」を基に、ご利用者様の心身状況、要望及び住宅環境等を配慮した適切な福祉用具販売商品を提供致します。また、新たに福祉用具販売商品を追加された場合は、「契約書」を交付し確認するものとします。

### (3) 福祉用具販売商品の取り扱いに関する説明

利用される販売商品の取扱方法、注意点およびトラブル対応等についてご利用者様にご説明いたします。

## 6. 料金の支払い方法

### (1) 受領委任払い

目録等に記載されている福祉用具販売商品の料金に介護保険負担割合証にある利用者の負担割合を乗じた金額を保険者がご利用者様からの金額の受領に関する委任を受けた事業者へ支払い、保険者はその事業所に差額を直接支払います。

### (2) 償還払い

利用者が一旦、目録等に記載されている福祉用具販売商品の料金を全額支払い、その後、保険者に申請して、その金額から介護保険負担割合証にあるご利用者様の負担割合を乗じた差額の金額の支給を受けます

### 7. 事故発生時の対応及び損害賠償について

ご利用者様はサービスの提供により事故が発生した場合、関係者への連絡を行うとともに必要な措置を講じる事とします。事業者は販売商品の故障・欠陥またはサービスの実施及び契約書第12条（守秘義務）に違反し、ご利用者様およびご家族等に損害を与えた場合には損害を賠償いたします。但し以下のような損害は賠償されません。

(1) ご利用者様のご家族等がご利用者様の疾患・心身状態・福祉用具の設置・使用環境等、販売商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず又は、不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合

(2) ご利用者様の急激な体調の変化等、福祉用具販売サービスを原因としない場合

(3) ご利用者様およびご家族等が事業者及びサービス従事者の指示・説明に反して行って行為に起因する場合

(4) 事業者の承諾を得ない販売商品の仕様変更・加工・改造等に起因する場合

## 8. サービスの申請・各苦情相談窓口

| 住所地の区役所保健福祉課介護保険係    | 電話番号         | FAX番号        |
|----------------------|--------------|--------------|
| 佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係 | 0952-26-1477 | 0952-26-6123 |
| 福岡県国民健康保険団体連合会       | 092-642-7859 | 092-642-7856 |
| 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課   | 0942-81-3315 | 0942-81-3316 |
| 久留米市健康福祉部介護保険課       | 0942-30-9205 | 0942-36-6845 |
| 基山町役場 健康福祉課          | 0942-92-7964 | 0942-92-7184 |
| 上峰町役場 健康福祉課          | 0952-52-7413 | 0952-52-4935 |
| 小郡市役所 保健福祉部介護保険課     | 0942-72-2111 | 0942-73-4466 |
| 福岡県介護保険広域連合 朝倉支部     | 0946-21-8021 | 0946-21-8031 |

当事業所お客様相談コーナー 電話番号 0942-81-1710 FAX番号 0942-81-1700

対応時間 平日 午前9：00～午後5：00 相談員（責任者）

## 9. 緊急・苦情対応について

「相談苦情事故対応マニュアル」に基づき、ご利用者様の生命優先し、医療機関・ご家族・関連事業所担当者への連絡・報告等を速やかに行います。

## 10. 虐待防止に関する事項について

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

② 虐待の防止のための指針を整備します。

③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

私は重要事項説明書に基づいて、福祉用具販売のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

重要事項説明者 事業所名 株式会社クローバー鳥栖営業所

氏 名